

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を 8 月 2 1 日（金）に発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

（１）概要

本件は、条例第 5 条第 1 項に基づき許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例第 1 4 条第 2 項に基づき、改善命令を発出したものです。

当該屋外保管場には、再三に渡り指導を行い、条例第 7 条第 1 項に定める保管基準に違反しているとして、条例第 1 4 条第 1 項に基づく改善勧告を発出しています。

※条例施行（令和 3 年 1 1 月 1 日）後、改善命令の発出は本件で 1 1 例目

（２）命令内容

千葉市若葉区更科町 1 4 3 4 - 2 他 7 筆に所在する屋外保管事業場である「富士通商株式会社」に保管されている再生資源物の保管方法を改善し、条例第 7 条第 1 項各号に定める保管基準に適合させること。

（３）命令発出日

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

（４）履行期限

令和 8 年 9 月 1 8 日（金）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

（１）設置者

千葉市若葉区更科町 1 4 4 3 番

富士通商株式会社 代表取締役 陳^{チン} 冲^{チュウ}

（２）設置場所

千葉市若葉区更科町 1 4 3 4 - 2 他 7 筆

（３）許可年月日

令和 3 年 1 1 月 1 日 みなし許可

3 違反条項

（１）条例第 7 条第 1 項第 1 号イ

屋外保管場の要件を満たさない場所に再生資源物を保管

（２）条例第 7 条第 1 項第 2 号イ

容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過



屋外保管場の要件を満たさない場所に保管



容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過

令和8年7月7日の状況

4 これまでの主な指導経過

令和4年	3月17日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
	5月25日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
令和5年	2月16日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（1回目）
	2月28日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（2回目）
令和6年	2月14日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
	6月4日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（3回目）
	7月12日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（4回目）
	12月3日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
令和7年	4月11日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（5回目）
	7月3日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（6回目）
令和8年	5月26日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（7回目）
	6月18日	設置者に条例に基づく改善勧告書を交付（8回目）

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取り消しなどの行政処分を検討します。